

更新日 令和3年1月13日

## － 当協会・本部実施の各種講習における － 新型コロナウイルス感染症への対応について

公益社団法人 京都労働基準協会

当協会の各種講習をご利用いただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染拡大を受けた緊急事態宣言が再び京阪神地区に発出されますが、当協会本部の各種講習については感染予防措置を引き続き行いながら実施いたします。

ただし、講習会場の使用ができないなどの事態となった際には講習を実施しないこととなりますので、予めご理解をお願いいたします。講習を実施しないこととなった場合はホームページに掲載するとともに、既にお申込みの方にはご指定の連絡先に電話連絡を致します。

受講される方には以下の事項についてお願い致します。

### 1. 受講の前に（受講されない場合は事前に協会本部へ連絡をお願いします）

- 講習当日の朝に検温し、平熱であることを確認して受講して下さい。
- 咳・発熱の症状があるなど、体調が良くない方は、受講を控えて下さい。
- ※ 受講料は後日返金します（振込手数料は差し引かせていただきます）

### 2. 受講の際は

- 講習会場入口で検温を受け、手指を消毒してください。
- 講習の途中休憩の際にも、手指の消毒、洗面所の石けんで手指をキチンと洗う等してください。
- マスクを着用し飲食以外は外さないでください。
- 咳エチケットを守るとともに、講習会場内での会話は控えてください。
- 検温の結果、体温が37.5度以上の方は受講をお断りします。

また、咳き込んだり、体調を崩していると見受けられる方には、受付時に受講をお断りし、講義途中でも退席していただくことがあります。（受講料は後日返金します）

**感染予防にご理解、ご協力をお願いします。**